

行政管理活動における賠償業務に関する国家管理の実施を案内する通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CPに基づき，
司法省の機能，任務，権限及び組織機構を規定する2008年8月22日付け政府議定93/2008/ND-CPに基づき，
司法省大臣は，行政管理活動における賠償業務に関する国家管理の実施を案内する通達を発行する。

第I章 総則

第1条 調整範囲

本議定は，行政管理活動における賠償業務に関する国家管理について，賠償責任機関の確定；賠償解決に関する専門知識の案内；国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点に対する回答；監督，督促，検査；国家賠償業務に関する統計，総括，報告を案内する。

第2条 適用対象

本議定は，行政管理活動における賠償業務に関する国家管理責任機関及び国家賠償業務に関連を有する各機関，組織，個人に対し適用される。

第3条 用語の解釈

1. 賠償責任機関の確定とは，権限を有する国家機関が，損害の発生に関連を有する各機関のうちいずれが賠償責任機関であるか確定するための各手続を実施することをいう。
2. 損害の発生に関連を有する機関とは，行政管理において損害を与える法令違反行為をした公務執行者がいる機関をいう。
3. 賠償解決に関する専門知識の案内とは，権限を有する国家機関が，国家賠償責任に関する法令の適用について賠償責任機関に案内することをいう。
4. 国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点に対する回答とは，権限を有する国家機関が，国家賠償責任に関する法令の実施について不明点があると

機関，組織，個人が思料する諸内容について，法令の規定を根拠として回答，解説することをいう。

5. 賠償解決活動の監督とは，権限を有する国家機関が，賠償業務に関する国家管理の任務を実施するため，国家賠償解決に関する情報，データ，状況を把握することをいう。
6. 賠償解決活動の督促とは，権限を有する国家機関が，法令の規定どおり国家賠償解決活動を実施するよう賠償責任機関に請求することをいう。
7. 賠償解決活動の検査とは，権限を有する国家機関が，賠償責任機関による国家賠償解決活動の合法性，適正性を審査，評価することをいう。

第 II 章 賠償責任機関の確定

第 4 条 省庁，省庁同格機関の権限に属する賠償責任機関の確定

1. 省庁，省庁同格機関（以下併せて「省庁」という）は，自身が管理する範囲に属する各機関の間で，被害者が申し立てる場合，又は賠償責任について合意することができない場合に，賠償責任機関を確定する。

法制組織（各省庁について），国家賠償局（司法省について）は，省庁が本条に規定された任務を遂行するに当たり，助言し，補佐する。

2. 省庁に属する縦系列により組織される各機関の間で合意することができない場合，当該機関に属する法制組織が，機関の長が賠償責任機関を確定するに当たり，助言し，補佐する。

第 5 条 省庁，省庁同格機関の権限に属する賠償責任機関の確定

省級人民委員会は，次の各場合に，自身が管理する範囲内で，被害者が申し立てるとき，又は賠償責任について合意することができないときに，賠償責任機関を確定する。

1. 各県級人民委員会の間
2. 同一の県に属さない各社級人民委員会の間
3. 省級人民委員会に属する各専門機関の間
4. 省級人民委員会に属する専門機関と同一の省内の県級人民委員会との間

司法局は，省級人民委員会が本条に規定される任務を遂行するに当たり，助言し，補佐する。

第 6 条 県級人民委員会の権限に属する賠償責任機関の確定

県級人民委員会は，次の各場合に，自身が管理する範囲に属する各社級人民委員会の間で，被害者が申し立てるとき，又は賠償責任について合意すること

ができないときに、賠償責任機関を確定する。

司法室は、県級人民委員会が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第7条 司法省の権限に属する賠償責任機関の確定

司法省は、次の各場合に、被害者が申し立てる場合、又は賠償責任について合意することができないときに、政府が賠償責任機関を確定するのを補佐する。

1. 各省庁の間
2. 各省級人民委員会の間
3. 各省庁と省級人民委員会との間

国家賠償局は、司法省が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第8条 賠償責任機関の確定手続

1. 本通達第4条、5条、6条及び7条に規定される賠償責任機関を確定する権限を有する機関は、議定16/2010/ND-CP第5条の規定に従って賠償責任機関を確定する手続の遂行を主管する。
2. 賠償責任機関について合意することができない場合、賠償責任機関の確定は次の手続により行われる。
 - a) 賠償責任機関確定の申立てがあった日から5営業日以内に、賠償責任機関を確定する権限を有する機関が主管し、損害の発生に関連を有する各機関とともに賠償責任機関の確定について合意するための会議を組織する。

各機関が賠償責任機関について合意することができない場合、賠償責任機関を確定する権限を有する機関は、損害の発生に関連を有する各機関の中のいずれの機関が損害賠償機関であるか決定する。
 - b) 賠償責任機関を確定する文書は、直ちに損害の発生に関連を有する各機関、被害者又は被害者の親族、賠償責任機関に実施のため送付されなければならない。

第9条 賠償責任機関の確定に関する協調

1. 自身の任務、権限の範囲内で、損害の発生に関連を有する機関及び賠償業務に関する国家管理機関は、賠償責任機関を確定するために協調すべき責任を有する。
2. 賠償責任機関の確定に関する協調の要請は、文書によりなされる。

第III章 賠償解決に関する専門知識の案内

第 10 条 各省庁による専門知識の案内

1. 各省庁は、自身が管理する範囲に属する機関、部局に対し賠償解決に関する専門知識を案内する。

法制組織（各省庁について）、国家賠償局（司法省について）は、省庁が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

2. 省庁に属する中央から地方まで縦系列により組織される各機関については、省庁に属する中央の機関の長が、自身が管理する範囲に属する各機関、部局に対し、賠償解決に関する専門知識を案内する。

省庁に属する機関の法制組織は、機関の長が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 11 条 省級人民委員会による専門知識の案内

省級人民委員会は、次の各機関に対し賠償解決に関する専門知識を案内する。

1. 省級人民委員会に属する専門機関
2. 県級人民委員会

司法局は、省級人民委員会が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 12 条 県級人民委員会による専門知識の案内

県級人民委員会は、社級人民委員会に対し賠償解決に関する専門知識を案内する。

司法室は、県級人民委員会が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 13 条 司法省による専門知識の案内

司法省は、次の各場合に賠償解決に関する専門知識を案内する。

1. 相互に異なる各部門、分野又は地方に関連する事案
2. 行政管理活動における賠償責任機関の申立てによる場合

国家賠償局は、司法省が本条に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 14 条 賠償解決に関する専門知識の案内の期限

要請の公文を受領し、各関連資料を十分に受領した日から 5 営業日以内に、案内する権限を有する機関は、回答文書を発しなければならない。事案が困難、複雑な場合、期限を延長することができるが 15 日を超えてはならない。

第Ⅳ章 法令の不明点に対する回答，情報の提供，手続の案内

第15条 法令の不明点に対する回答の実施

司法省は，行政管理活動における国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点について回答する。

国家賠償局は，司法省が本条に規定される任務を遂行するに当たり，助言し，補佐する。

第16条 法令の不明点に対する回答の形式，期限

1. 法令の不明点に対する回答は，次の各形式により行われる。
 - a) 文書による回答
 - b) 電子ネットワークによる回答
 - c) 直接又は電話による回答
 - d) その他の法令の規定に基づく形式
2. 不明点に対する回答請求の内容に関連する情報を十分に受領した日から15日以内に，司法省は機関，組織及び個人の請求に従って回答しなければならない。内容が複雑な場合，期限を延長することができるが30日を超えてはならない。
3. 必要な場合，不明点に対する回答は，各専門家の意見を諮問し，又は関連機関の意見を諮問することができる。

第17条 情報の提供，手続の案内による被害者の賠償請求権行使の補助

1. 国家賠償局は，全国で行政管理分野の被害者の申立てに基づき，情報を提供し，手続を案内して被害者が賠償請求権を行使するのを補助する。
2. 司法局は，地方の範囲内で行政管理分野の被害者の申立てに基づき，情報を提供し，手続を案内して被害者が賠償請求権を行使するのを補助する。
3. 司法室は，地方の範囲内で行政管理分野の被害者の申立てに基づき，情報を提供し，手続を案内して被害者が賠償請求権を行使するのを補助する。
4. 具体的な場合に応じて，情報の提供，手続の案内による被害者の賠償請求権行使の補助は，文書により又は被害者と直接対話することにより行う。

第Ⅴ章 監督，督促，検査

第1節 賠償解決活動の監督

第 18 条 賠償解決活動の監督の実施

1. 司法省は、全国で行政管理活動における賠償解決活動を監督する。
国家賠償局は、司法省が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
2. 法制組織（省庁について）、国家賠償局（司法省について）は、省庁がその管理する範囲に属する行政管理活動における賠償解決活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。
3. 司法局は、省級人民委員会が地方の範囲内の行政管理活動における賠償解決活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。
4. 司法室は、県級人民委員会が地方の範囲内の行政管理活動における賠償解決活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。

第 19 条 賠償解決活動の監督の実施根拠

1. 賠償責任機関の賠償請求解決結果報告
2. 法の施行展開業務に関する 6 か月ごと及び毎年の定期報告
3. 国家賠償に関連する裁判所の判決、決定
4. 賠償請求及び請求の解決の状況に関する報道情報

第 2 節 賠償解決活動の督促

第 20 条 賠償解決活動の督促の実施

1. 各省庁は、自身が管理する範囲に属する行政管理活動における賠償解決活動を督促する。
法制組織（省庁について）、国家賠償局（司法省について）は、省庁が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
2. 省庁に属する縦系列により組織される各機関の間で合意することができない場合、当該機関に属する法制組織が、機関の長が賠償解決を督促するに当たり、助言し、補佐する。
3. 省級人員委員会は、次の各機関に対し、自身が管理する範囲に属する行政管理活動における賠償解決活動を督促する。
 - a) 省級人民委員会に属する専門機関
 - b) 県級人民委員会司法局は、省級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
4. 県級人民委員会は、社級人民委員会の責任に属する行政管理活動における賠償解決活動の督促を実施する。

司法室は、県級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 21 条 賠償解決活動の督促の実施根拠

1. 賠償解決活動に関する被害者の不服申立て、告発、建議、申告
2. 賠償解決活動の監督、検査業務の結果
3. 賠償請求及び請求の解決の状況に関する報道情報
4. 国家賠償責任に関連する裁判所の判決、決定

第 22 条 賠償解決活動の督促手続

1. 本通達第 21 条に規定される督促の根拠があった日から 10 日以内に、本通達第 20 条に規定される機関は、賠償解決責任機関に対する督促文書を発行する。
2. 督促文書には、内容、賠償責任機関の責任を明記しなければならない。
3. 賠償責任機関は、督促文書の内容に従って実施し、督促権限を有する機関に解決の結果を文書で報告しなければならない。
4. 賠償責任機関が賠償解決の実施に当たり困難、不明点に遭遇した場合、上級機関又は賠償業務に関する国家管理機関に報告し、案内意見を求めなければならない。

第 3 節 賠償解決活動の検査

第 23 条 賠償解決活動の検査の実施

1. 司法省は、全国で行政管理活動における賠償解決活動を検査する。
国家賠償局は、司法省が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
2. 各省庁は、自身が管理する範囲に属する賠償解決活動を検査する。
法制組織は、省庁が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
3. 省級人員委員会は、自身が管理する範囲に属する行政管理活動における賠償解決活動を検査する。
司法局は、省級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
4. 県級人民委員会は、自身が管理する範囲に属する行政管理活動における賠償解決活動を検査する。
司法室は、県級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 24 条 検査の根拠

1. 賠償業務に関する国家管理機関の毎年の計画
2. 権限を有する国家管理機関の請求による場合
3. 賠償解決責任機関の違反に関する組織、個人の申告があるとき
4. 賠償解決の監督、督促活動の結果

第 25 条 検査の形式

1. 賠償業務に関する国家管理機関が毎年実施する定期検査は、承認された計画に従う。
2. 本通達第 24 条 2 項、3 項及び 4 項に規定される根拠があるときは、臨時検査を行う。

第 26 条 検査の内容

賠償業務に関する国家管理機関は、次の各内容について賠償解決活動の検査を組織する。

1. 賠償解決、賠償金の支払及び償還責任の審査に関する合法性、適正性
2. 賠償解決の結果報告の実施
3. 賠償業務に関する国家管理及び賠償に関する法令の規定に基づくその他の各任務の遂行

第 27 条 検査後の処分措置

1. 検査活動を終結した後、検査団は、検査決定を下した機関に検査結果報告書を送付し、同時に、賠償業務に関する国家管理に資するため司法省に送付する。
2. 法令違反の兆候を発見した場合、検査機関は、権限に従って処分し、又は権限を有する国家機関に法令の規定に基づく処分及び結果回復の各措置を建議する。

第 28 条 賠償業務に対する合同検査

1. 行政管理活動における賠償業務に対する合同検査は、賠償業務に関する国家管理に資するために行われる。

合同検査は、司法省が主管し、行政管理活動における賠償業務に関する各国家管理機関と協調して組織する。

2. 検査の内容は、本通達第 26 条の規定に従う。

第 29 条 検査を受ける機関、部局の責任

検査を受ける機関、部局は、検査機関の請求に従って検査の各内容を完全に準備する責任を有し、同時に、請求に従って検査団が検査の各内容を実施するのに協力しなければならない。

第 VI 章 賠償業務に関する統計、総括、報告

第 30 条 報告の種類、データ収集の時点

1. 報告の種類
 - a) 定期報告（6 か月ごと及び毎年）
 - b) 臨時報告
2. データ収集の時点
 - a) 6 か月ごとの報告，統計については，データ収集の時点は前年の 10 月 1 日から報告する年の 3 月 31 日までで計算する。
 - b) 毎年の報告，統計については，データ収集の時点は前年の 10 月 1 日から報告する年の 9 月 30 日までで計算する。
 - c) 臨時報告については，データ収集の時点は賠償業務に関する国家管理機関の請求に従う。
3. 賠償業務に関する統計，総括，報告は，本通達に添付して発行する様式に従って行う。

第 31 条 賠償業務に関する報告の送付

1. 各省庁，省級人民委員会は，定期総括報告書を司法省に送付する（6 か月ごとの報告については 4 月 15 日までに，毎年の報告については 10 月 15 日までに）。
2. 県級人民委員会は，定期総括報告書を省級人民委員회에送付する（6 か月ごとの報告については 4 月 10 日までに，毎年の報告については 10 月 10 日までに）。
3. 省庁に属する縦系列により中央から地方まで組織される各機関については，地方の各機関は報告を上級管理機関に送付し，同時に司法局に送付して司法局が総括報告を省級人民委員会上ることができるようにする（6 か月ごとの報告については 4 月 15 日までに，毎年の報告については 10 月 15 日までに）。省庁に属する法制組織は，総括報告書を司法省に送付する。
4. 財務省は，賠償金支払経費の支給データの統計を作成し，総括して司法省に送付し，統括して政府に報告することができるようにする（6 か月ごとの報告については 4 月 15 日までに，毎年の報告については 10 月 15 日までに）。

第 VII 章 施行条項

第 21 条 施行効力

本通達は、2013 年 3 月 15 日から施行効力を生ずる。

第 22 条 施行の責任及び実施の組織

1. 行政管理活動における賠償業務に関する各国家管理機関、賠償解決責任機関及び関連を有する機関、組織は、本通達の施行について責任を負う。
2. 実施の過程で困難、不明点があれば、研究し、解決することができるように、司法省に対し連絡することを個人、組織に要請する。

以上